

一般社団法人こうなん区民利用施設協会
横浜市日野南コミュニティハウス利用要綱

平成25年 4月 1日制定
令和 5年 4月 1日改定

第1条 (趣旨)

一般社団法人こうなん区民利用施設協会（以下「協会」という。）が港南区長（以下「区長という。」）から管理運営を委託（指定管理者の指定を含む）された日野南コミュニティハウス（以下「コミュニティハウス」。）の利用方法その他必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

第2条 (利用目的)

コミュニティハウスは、次の各号の掲げる事項のために地域住民のだれもが気軽にかつ公平に利用することができる。

- (1) 話し合い、研究会、集会など地域のグループ、サークルの自主的な活動
- (2) 講演会、講習会、展示会など住民相互の知識と教養の向上のための活動
- (3) 地域住民の相互交流と健康増進を図るためのスポーツ、レクリエーション活動
- (4) 地域住民の福祉向上と相互交流のための各種催物などの自主事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、地域住民の自主的な活動と相互交流のために必要な活動

第3条 (開館時間)

コミュニティハウスの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日は、午前9時から午後5時までとする。

第4条 (休館日)

コミュニティハウスの休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

2 協会の会長（以下「会長」という。）は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、区長と協議の上、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

第5条 (利用できる施設)

個人及び団体等が利用できる施設は、次のとおりとする。

- (1) 研修室A・B
- (2) 交流コーナー
- (3) プレイルーム
- (4) 屋外広場

第6条（占用利用）

コミュニティハウスを団体で利用する者は、次の表の午前・午後①・午後②・夜間の時間帯（整理・入替時間を含む）で利用する。

[平日]

時間帯	時間
午前	午前9時～午前11時55分
午後①	正午～午後2時55分
午後②	午後3時～午後5時55分
夜間	午後6時～午後8時55分

[日曜・祝日]

時間帯	時間
午前	午前9時～午前11時55分
午後①	正午～午後2時55分
午後②	午後3時～午後4時55分

第7条（占用利用の登録）

施設を占用利用する者は、協会が管理運営する港南地区センター・東永谷地区センター・野庭地区センター・桜道コミュニティハウス・日野南コミュニティハウスのいずれかにおいて、事前に所定の「Web（団体・個人）利用登録票」により登録を申請しなければならない。

第8条（占用利用の申込、抽選及び決定）

占用利用の申し込みは、インターネットによる申込み（以下「Web予約」という。）、来館による申込み（以下「来館予約」という。）、又は電話による申込み（以下「電話予約」という）により使用することができる。

- 2 利用月日の1か月分の占用利用は、次のとおり抽選の申込み（以下「エントリー」という）を受け付ける。
 - (1) Webエントリーの場合 利用月の2ヶ月前の月の1日から10日まで
 - (2) 来館エントリーの場合 利用月の3ヶ月前の月の1日から利用月の2ヶ月前の月の10日まで
- 3 利用月の2か月前の月の12日に抽選を行い、占用利用する者を決定することができる。
- 4 前2項に規定する利用申込みがない場合、次のとおり占用利用の申込みすることができる。
 - (1) Web予約の場合、毎月20日、午後9時00分から受付開始
 - (2) 電話予約・来館予約の場合、毎月21日、午前9時30分から受付開始

第9条（優先申込み）

会長は、特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、受付開始日以前においても申込を受けることができる。

- 2 前項の申込みをしようとする者は、所定の申込書を提出しなければならない。
- 3 会長、前項の申込みを承認したときは、使用承諾書を交付する。

第10条（占用利用の予約制限）

登録団体が1か月間に施設を予約することができる回数は、第5条に定める時間帯を継続して両面で2枠までを1回とし1ヵ月に5回までとする。

2 架空の団体名によって重複して申込みを行い、又は利用した場合には、以後、その団体の申込みを禁止する。

第 1 1 条（個人利用）

個人が施設を占有利用する場合は、Web 利用登録をし、利用日の 1 週間前から、Web・来館・電話予約により占有利用の申込みをすることができる。

第 1 2 条（利用条件）

コミュニティハウスを利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 許可なく物品の販売その他これに類する行為を行わないこと。
- (3) 利用時間内に清掃及び後始末をすること。
- (4) 使用した物品の確認を行い、所定の位置に返納すること。
- (5) コミュニティハウスの設備又は使用した物品（貸出をうけた用具類を含む）を故意又は重大な過失により破損もしくは紛失した場合は、利用責任者が弁償すること。

第 1 3 条（利用の制限、不許可、許可取消）

利用の制限とは、主として、団体個人を問わず施設を利用する際に制限することを指す。

2 利用の不許可、許可取消とは、主として、施設の利用許可申請に対する制限を指す。

3 コミュニティハウスは、次のいずれかに該当する場合には、利用を制限することができる。

- (1) 営利のみを目的とする利用
- (2) コミュニティハウスの設置目的に反する利用
- (3) コミュニティハウスの秩序や公益を害するおそれのある利用
- (4) コミュニティハウスの管理上支障がある利用
- (5) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき

第 1 4 条（委任）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附属

この要綱は、平成 3 1 年 3 月 1 日から施行する。

附属

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。